

見附市告示第77号

見附市紙おむつ券給付事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年4月27日

見附市長 稲田 亮

見附市紙おむつ券給付事業実施要綱の一部を改正する要綱

見附市紙おむつ券給付事業実施要綱（平成28年見附市告示第45号）の一部を次のように改正する。

第5条中「」は、「」の次に「申請日を基準とし」を加える。

第6条を削り、第7条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

（対象要件に異動が生じた場合）

第7条 申請後に、年度の途中において給付限度額が増額となるような対象要件の異動が生じた場合は、異動後の給付限度額から既に給付を受けた額を控除した額（以下「給付差額」という。）について、前条に規定する紙おむつ券給付申請書を市長に提出することができる。ただし、当該異動が10月1日以降に生じたものである場合の給付差額は、その差額に2分の1を乗じて得た額とする。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第6条、第7条関係）

別記第1号様式（第6条、第7条関係）

年 月 日

（宛先）見附市長

申請者 住所
氏名
利用者との続柄
電話番号

紙おむつ券給付申請書（新規・変更）

見附市紙おむつ券給付事業実施要綱により紙おむつ券の給付を下記のとおり申請します。

ただし、紙おむつ券給付審査にあたり、見附市が、介護保険法に基づく要介護認定結果、身体障害者手帳に関する台帳及び療育手帳に関する台帳について確認をすることに同意します。また、見附市が、要介護認定で要介護4・5と認定された者について、その者が属する世帯全員の課税状況を地方税法に基づく課税台帳により確認することに同意します。

記

紙おむつ利用者	氏名		生年月日	年 月 日生
	住所	見附市	電話番号（ ）	
	個人番号			
	対象要件	1. 介護保険認定者（要介護 1・2・3・4・5）		
※介護保険被保険者番号				
2. 特別障害者手当又は障害児福祉手当の受給者				
	3. 特別児童扶養手当（1級）の対象児童			

【必要書類】

申請者は、裏面に利用者の介護保険被保険者証の写しを添付すること
（「被保険者」「交付年月日」「要介護状態区分等」「認定年月日」「認定の有効期間」がはっきりわかる面を添付すること）

事務処理欄

給付（限度）額	<input type="checkbox"/> 24,000円	<input type="checkbox"/> 20,000円	<input type="checkbox"/> 12,000円	<input type="checkbox"/> 10,000円	<input type="checkbox"/> 5,000円
市民税	<input type="checkbox"/> 課税			<input type="checkbox"/> 非課税	

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式（第8条関係）

別記第2号様式（第8条関係）

年 月 日

（申請者）様

見附市長

紙おむつ券給付決定通知書

見附市紙おむつ券給付事業実施要綱により給付を決定し、下記のとおり通知します。

記

対 象 者	氏 名
	住 所
	生年月日
給 付 額	

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の見附市紙おむつ券給付事業実施要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。